

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
金沢国税局

I 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,137件（前事務年度1,482件）、着眼調査が763件（前事務年度321件）であり、簡易な接触の件数は12,429件（前事務年度11,966件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は14,329件（前事務年度13,769件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は9,788件（前事務年度9,944件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、138億7,900万円（前事務年度109億6,000万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは121億2,300万円（前事務年度102億5,500万円）、着眼調査によるものは17億5,600万円（前事務年度7億500万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は108億9,300万円（前事務年度107億5,200万円）となっており、調査等合計では247億7,200万円（前事務年度217億1,200万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、25億1,000万円（前事務年度13億8,800万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは24億1,500万円（前事務年度13億4,800万円）、着眼調査によるものは9,400万円（前事務年度4,000万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は5億1,600万円（前事務年度5億9,500万円）となっており、調査等合計では30億2,600万円（前事務年度19億8,300万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	件	1,482		321		1,803		11,966		13,769	
			1,137	76.7%	763	237.7%	1,900	105.4%	12,429	103.9%	14,329	104.1%
2	申告漏れ等の 非違件数	件	1,296		223		1,519		8,425		9,944	
			1,044	80.6%	569	255.2%	1,613	106.2%	8,175	97.0%	9,788	98.4%
3	申告漏れ 所得金額	百万円	10,255		705		10,960		10,752		21,712	
			12,123	118.2%	1,756	249.1%	13,879	126.6%	10,893	101.3%	24,772	114.1%
4	本税	百万円	1,136		36		1,172		590		1,762	
			2,054	180.8%	85	236.1%	2,139	182.5%	508	86.1%	2,648	150.3%
5	加算税	百万円	212		4		217		5		221	
			361	170.3%	9	225.0%	370	170.5%	8	160.0%	378	171.0%
6	計	百万円	1,348		40		1,388		595		1,983	
			2,415	179.2%	94	235.0%	2,510	180.8%	516	86.7%	3,026	152.6%
7	申告漏れ 所得金額	万円	692		220		608		90		158	
			1,066	154.0%	230	104.5%	731	120.2%	88	97.8%	173	109.5%
8	一件当たり 本税	万円	77		11		65		5		13	
			181	235.1%	11	100.0%	113	173.8%	4	80.0%	19	146.2%
9	一件当たり 加算税	万円	14		1		12		0.1		2	
			32	228.6%	1	100.0%	20	166.7%	0.1	100.0%	3	150.0%
10	一件当たり 計	万円	91		12		77		5		14	
			212	233.0%	12	100.0%	132	171.4%	4	80.0%	21	150.0%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、646件（前事務年度623件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、551件（前事務年度532件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、24億4,800万円（前事務年度22億3,500万円）となっています。

事務年度 項目	29事務年度	30事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 623	件 646	% 103.7
土地建物等	535	557	104.1
株式等	88	89	101.1
② 申告漏れ等の 非違件数	件 532	件 551	% 103.6
土地建物等	454	471	103.7
株式等	78	80	102.6
③ 非違割合 (② / ①)	% 85.4	% 85.3	ポイント ▲ 0.1
土地建物等	84.9	84.6	▲ 0.3
株式等	88.6	89.9	1.3
④ 申告漏れ所得金額	百万円 2,235	百万円 2,448	% 109.5
土地建物等	1,865	2,020	108.3
株式等	370	428	115.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 359	万円 379	% 105.6
土地建物等	349	363	104.0
株式等	420	481	114.5

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が741件（前事務年度875件）、着眼調査が308件（前事務年度92件）であり、簡易な接触の件数は689件（前事務年度815件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1,738件（前事務年度1,782件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1,278件（前事務年度1,306件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、6億7,300万円（前事務年度4億9,400万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは6億3,700万円（前事務年度4億8,600万円）、着眼調査によるものは3,600万円（前事務年度900万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は6,300万円（前事務年度8,800万円）となっており、調査等合計では7億3,600万円（前事務年度5億8,300万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
		件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比					
1	調査等件数	875		92		967		815		1,782		
		741	84.7%	308	334.8%	1,049	108.5%	689	84.5%	1,738	97.5%	
2	申告漏れ等の非違件数	697		46		743		563		1,306		
		636	91.2%	200	434.8%	836	112.5%	442	78.5%	1,278	97.9%	
3	追徴税額	本税	407		7		414		86		499	
		加算税	534	131.2%	31	442.9%	566	136.7%	61	70.9%	627	125.7%
		計	79		2		81		3		83	
4		102	129.1%	5	250.0%	107	132.1%	2	66.7%	109	131.3%	
5		486		9		494		88		583		
		637	131.1%	36	400.0%	673	136.2%	63	71.6%	736	126.2%	
6	一件当たり追徴税額	本税	47		7		43		11		28	
		加算税	72	153.2%	10	142.9%	54	125.6%	9	81.8%	36	128.6%
		計	9		2		8		0.4		5	
7		14	155.6%	2	100.0%	10	125.0%	0.3	75.0%	6	120.0%	
8		56		10		51		11		33		
		86	153.6%	12	120.0%	64	125.5%	9	81.8%	42	127.3%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

Ⅱ 主な取組

1 申告漏れ所得金額は24億1,000万円、追徴税額は9億3,100万円と過去最高

【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、52件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は4,635万円で、申告漏れ所得金額の総額は24億1,000万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,790万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額212万円の8.4倍となっています。また、追徴税額の総額は9億3,100万円に上ります。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は4,497万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額212万円の21.2倍と特に高額となっています。

➤ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比	(参考)	
							30事務年度	実地調査 (特別・一般) 全体
調	査	件	数	48	52	108.3%		1,137
申	告	漏	れ	40	48	120.0%		1,044
申	告	漏	れ	207	2,410	1164.3%		12,123
追	徴	税	額	84	931	1108.3%		2,415
一 件 当 た り	申	告	漏	431	4,635	1075.4%		1,066
	追	徴	税	175	1,790	1022.9%		212

➤ (参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査実績

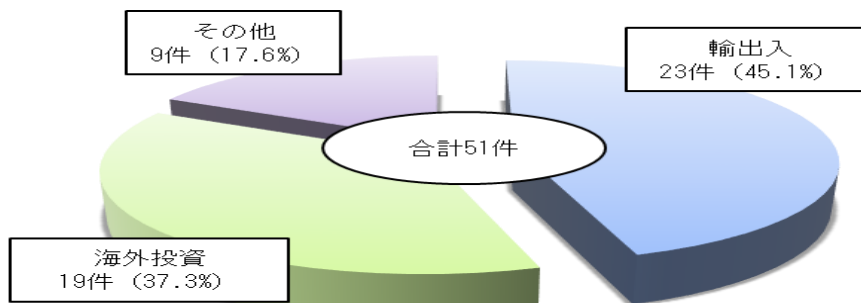
項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
調	査	件	数	15	10	66.7%
申	告	漏	れ	12	9	75.0%
申	告	漏	れ	156	1,167	748.1%
追	徴	税	額	51	450	882.4%
一 件 当 た り	申	告	漏	1,039	11,673	1123.5%
	追	徴	税	338	4,497	1330.5%

2 1件当たりの申告漏れ所得金額は所得税実地調査全体の約2.6倍

【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、51件（前事務年度70件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,822万円（前事務年度748万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,066万円（前事務年度692万円）の約2.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は14億3,900万円（前事務年度5億2,400万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は962万円（前事務年度125万円）で、追徴税額の総額は4億9,100万円（前事務年度8,700万円）に上ります。

➤ 調査状況（取引区分別）

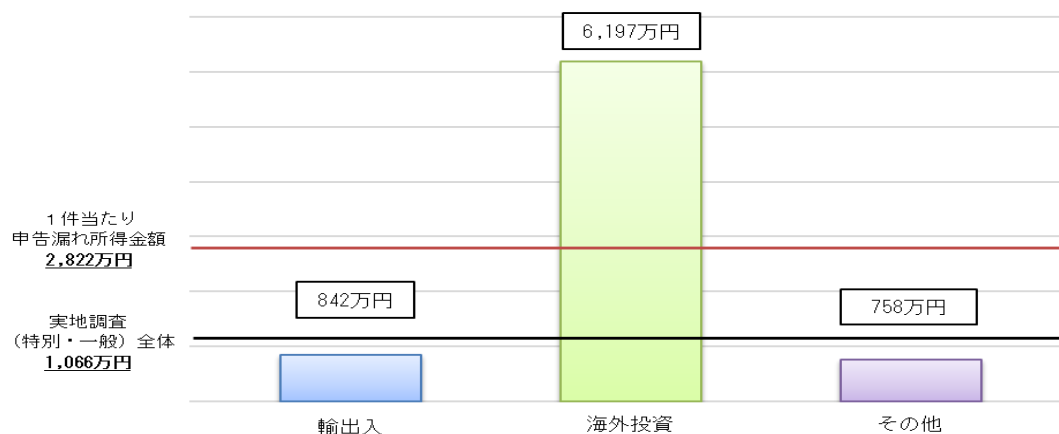


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 3 その他・・・海外で支払を受ける給付など、1～2に該当しない取引等をいう。

➤ 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



3 追徴税額はこれまでで最も高い3億200万円

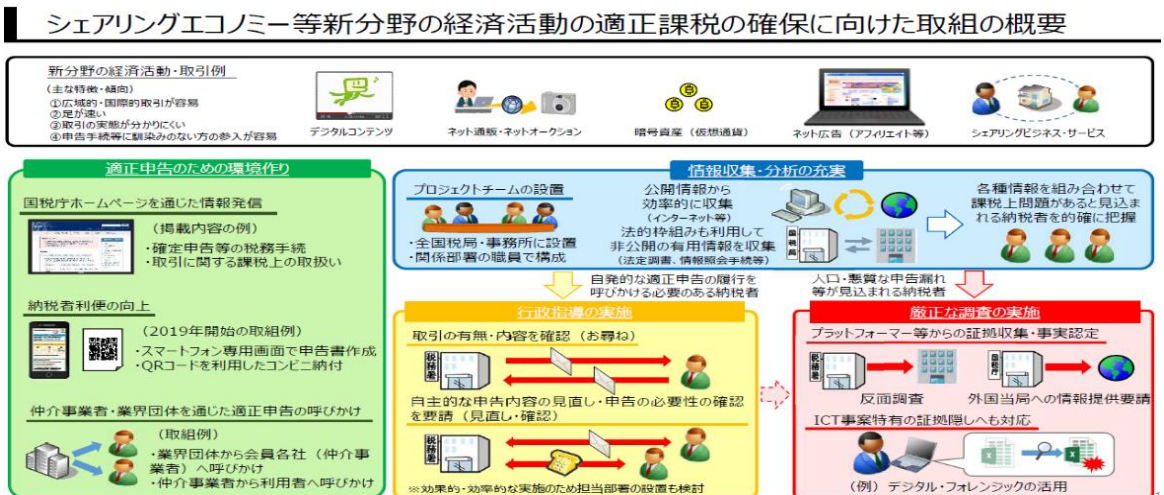
【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、59件（前事務年度59件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,563万円（前事務年度874万円）で、申告漏れ所得金額の総額は9億2,200万円（前事務年度5億1,600万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は512万円（前事務年度107万円）で、追徴税額の総額は3億200万円（前事務年度6,300万円）に上ります。

➤ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		29事務年度	30事務年度		
調査	件数	59	59	100.0%	1,137
申告漏れ等の非違	件数	51	53	103.9%	1,044
申告漏れ所得	金額	516	922	178.7%	12,123
追徴	税額	63	302	479.4%	2,415
一件当たり	申告漏れ	874	1,563	178.8%	1,066
	追徴税額	107	512	478.5%	212

➤ (参考) 令和元年6月記者発表資料



4 無申告者に対して6億4,800万円の追徴（所得税3億2,600万円）

（消費税3億2,200万円）

【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、177件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,668万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,066万円の約1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は29億5,200万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は185万円で、追徴税額の総額は3億2,600万円に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、212件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は、152万円で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額86万円の約1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は3億2,200万円に上ります。

➤ 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		29事務年度	30事務年度	
調	査 件 数 件	281	177	63.0%
申	告 漏 れ 所 得 金 額 百万円	3,489	2,952	84.6%
追	徴 税 額 百万円	301	326	108.3%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 金 額 万円	1,242	1,668	134.3%
	追 徴 税 額 万円	107	185	172.9%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調 査 件 数 件	1,137
申 告 漏 れ 所 得 金 額 百万円	12,123
追 徴 税 額 百万円	2,415
一 件 当 た り 申 告 漏 れ 金 額 万円	1,066
一 件 当 た り 追 徴 税 額 万円	212

➤ 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		29事務年度	30事務年度	
調	査 件 数 件	214	212	99.1%
追	徴 税 額 百万円	247	322	130.4%
1	件 当 た り 追 徴 税 額 万円	116	152	131.0%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調 査 件 数 件	741
追 徴 税 額 百万円	637
1 件 当 た り 追 徴 税 額 万円	86

Ⅲ 参考計表

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額(含 加算税)	直近の年分に 係る申告漏れ 割合	前年の位 順 位
位		万円	万円	%	位
1	バ ー	2,096	405	92.1%	-
2	運 転 代 行 業	1,508	226	69.4%	-
3	ス ナ ッ ク	1,444	186	73.0%	1
4	美 容	1,143	190	27.7%	-
5	土 木 工 事	1,112	159	58.3%	12
6	一般貨物自動車運送	1,059	43	89.6%	-
7	電 気 配 線 工 事	930	159	40.1%	7
8	個 人 タ ク シ ー	904	61	63.6%	10
9	内 装 工 事	854	105	39.4%	4
10	水 道 衛 生 工 事	836	108	43.2%	20

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{申告漏れ所得}}{\text{調査前所得} + \text{申告漏れ所得}}$$
で算出している。
- 3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度	
	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得
1	小料理	万円 972	一般海面漁業	万円 1,281	スナック	万円 854	スナック	万円 1,079	米作農業	万円 1,099
2	スナック	935	民宿	1,077	自動車板金塗装	842	土木工事	874	建築工事	1,033
3	鮮魚小売	914	理髪	859	建築工事	765	電気配線工事	834	建設、設備工事労働者	876
4	土木工事	746	水産養殖業	797	パ	722	パ	811	土木工事	833
5	酒場	662	一般自動車整備	676	建設、設備工事労働者	670	コンビニエンスストア	751	スナック	676

	26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度		30 事務年度	
	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得	業種	1件当たり申告漏れ所得
1	パ	万円 1,319	風俗業	万円 2,541	スナック	万円 1,442	スナック	万円 1,711	パ	万円 2,096
2	スナック	1,105	農業(果樹)	1,236	土木工事	1,036	コンビニエンスストア	1,213	運転代行業	1,508
3	防水工事	723	スナック	1,103	とび工事	973	解体工事	1,058	スナック	1,444
4	コンビニエンスストア	722	解体工事	1,007	建築工事	848	内装工事	1,049	美容	1,143
5	土木工事	709	屋根工事	941	解体工事	818	食堂	991	土木工事	1,112

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(付表)